

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月15日

【報告者の名称】 株式会社ゴンゾ

【報告者の所在地】 東京都杉並区成田東五丁目17番13号

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区成田東五丁目17番13号

【電話番号】 03-5347-2401(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 根本 慎太郎

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ゴンゾをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社アサツー ディ・ケイをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社アサツー ディ・ケイ
所在地 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、平成28年7月14日開催の取締役会において、公開買付者による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に基づき、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の妥当性については意見を留保し、本公開買付けへ応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、平成28年7月14日、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。なお、本書提出日現在、公開買付者は、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を所有しておりません。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、いわかぜキャピタル株式会社(以下「いわかぜキャピタル」といいます。)が無限責任組合員として運営・管理する、当社の筆頭株主であるいわかぜ1号投資事業有限責任組合(以下「いわかぜファンド」といいます。)との間で、平成28年7月14日付で公開買付応募契約書(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、いわかぜファンドが所有する当社株式(188,458株、所有割合(注)80.22%)の全てを本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。なお、本応募契約の詳細については、下記「(5) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。また、本公開買付価格26,819円は、いわかぜキャピタルとの協議・交渉を経て合意により決定した価格とのことです。

公開買付者は、いわかぜファンドが本応募契約に基づき応募する予定の当社株式188,458株を本公開買付けにより取得する予定であることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募契約に基づく応募予定株式数と同数の188,458株(所有割合80.22%)と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(188,458株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにより、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的としており、完全子会社とすることは企図しておりませんが、本公開買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となることから、公開買付者は、法令の規定に従い、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限(188,458株)以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

(注) 「所有割合」とは、当社が平成28年6月28日に提出した第17期有価証券報告書(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された平成28年3月31日現在の発行済株式総数(233,743株)に、本有価証券報告書に記載された平成28年3月31日現在の当社の新株予約権1,169個(本書提出日現在までに全て行使されています。)の目的となる当社株式の数(1,169株)を加算した株式数(234,912株)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。

また、本公開買付けに関連して、公開買付者は、当社の代表取締役社長である石川真一郎氏との間で、本公開買付け後の当社の株式価値向上に向けて経営により一層意欲的に関与されるべく、同氏の所有する当社株式(4,599株、所有割合1.96%)のうち2,250株(所有割合0.96%、以下「不応募対象株式」といいます。)について本公開買付けに応募しないこと等を内容とする株式会社ゴンゾ普通株式の取扱い等に関する覚書(以下「本覚書」といいます。)を平成28年7月14日付で締結しているとのことです。他方、当社は、石川真一郎氏との間で、本公開買付け成立後における当社の経営を委任する経営委任契約(以下「本経営委任契約」といいます。)を平成28年7月14日付で締結しております。本覚書及び本経営委任契約の詳細については、下記「(5) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、昭和31年3月に株式会社旭通信社として設立され、雑誌広告の取扱いを中心とする広告会社として営業を開始し、昭和62年10月に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部へ株式を上場し、平成2年6月に東京証券取引所市場第一部銘柄に指定され、平成11年1月に第一企画株式会社と合併し、合併に伴い商号を現在の株式会社アサツー ディ・ケイに変更したとのことです。

公開買付者グループは、本書提出日現在、公開買付者、子会社43社、関連会社11社及びその他の関係会社1社(その子会社を含みます。)で構成され、主な事業は、雑誌、新聞、テレビ、ラジオ、デジタルメディア、OOH(注1)メディアを媒体とする広告業務の企画と取扱い、広告表現及びコンテンツの企画と制作、セールスプロモーション(注2)、マーケティング、パブリックリレーションズ(注3)等のサービス活動等、広告に関する一切の業務と、その他の事業として雑誌・書籍の出版・販売業を行っているとのことです。

特に、公開買付者が強みとしているコンテンツビジネスにおいては、公開買付者は、昭和38年11月に放送を開始した「エイトマン」を皮切りに、これまで数多くのテレビアニメ番組・実写特撮番組を中心とするコンテンツビジネスに携わり、実績を積み重ねてきたとのことです。コンテンツビジネスは、アニメ番組や映画の企画・制作・出資からキャラクターの商品化・広告販促への活用、イベントやミュージカル等興行の運営及びセールスプロモーションへの活用等によって当社の収益に貢献しているとのことです。

また、公開買付者は、国内で培ったコンテンツビジネスのノウハウ、ビジネスモデルを海外向けにも展開し、新たな市場の開拓、創造に挑戦しているとのことです。平成26年11月には正規版日本アニメコンテンツの海外向け動画配信、アニメ関連商品を取り扱うECサイト(注4)を展開する株式会社アニメコンソーシアムジャパンを株式会社バンダイナムコホールディングス及び株式会社アニプレックスと共同設立したとのことです。また、平成27年2月にはコンテンツプロデュース、海外ネットワークに強みを有する株式会社ディーライツ株式を取得して子会社化し、欧米でのコンテンツビジネスを展開しているとのことです。

公開買付者は、新たなIP(注5)の開発・獲得、国内外における放送、配信、マーチャンダイジング(注6)等の分野の一層の強化により、コンテンツビジネス業界におけるプレゼンス強化に取り組んでいるとのことです。

(注1) 「OOH」とは、Out Of Home Mediaの略であり、電車やバスの中吊り等の交通広告、ビルの壁面に設置した看板等の屋外広告、折込広告等の総称をいいます。

(注2) 「セールスプロモーション」とは、キャンペーン等を利用して、消費者の購買意欲や流通業者の販売意欲を引き出す取り組み全般をいいます。

(注3) 「パブリックリレーションズ」とは、団体・企業等が、自らの望ましいイメージ及びその施策や事業内容・主義主張等について、多くの人々に知らせることにより理解・協力を求める活動をいいます。

(注4) 「ECサイト」とは、Electronic Commerceサイトの略であり、商品やサービスをインターネット上に設置した独自運営のウェブサイト販売するサイトをいいます。

(注5) 「IP」とは、Intellectual Propertyの略であり、人が創造した表現又はアイデア等の物理的ではない成果等の経済的な価値を有するものの総称をいいます。

(注6) 「マーチャンダイジング」とは、アニメ番組や映画等のキャラクターの商品化をいいます。

一方、当社は、「魂を震わすコンテンツを創造する」という経営理念のもと、革新的かつ先端的でグローバルなアニメーション作品の製作に取り組み、世界的にも評価の高い日本のアニメ文化を世界各国に展開しています。

当社は、アニメーションを中心に事業を行っており、テレビ向けを中心としたアニメ作品の企画・制作を行い、自社制作のアニメ作品に対して出資をすることで収益分配権及び二次利用権を取得し、これらの権利をライセンスに許諾する事業等を行い、国内及び欧米・アジアを中心とする全世界をサービスエリアとして事業拡大を進め、平成16年11月には当社株式を東京証券取引所マザーズ市場(以下「東証マザーズ市場」といいます。)に上場させました。

しかしながら、当社の中核事業であるアニメーション業界を取り巻く環境は、ブロードバンド化の進展により、アニメ作品の視聴形態が、従来のテレビやDVDからインターネットへと移行していく局面において、視聴率の低下やDVD市場及び北米市場の低迷と厳しい状況が続き、また、当社が得意とするファン向けアニメ作品につきましても、参入企業及び制作本数の増加により競争が激化しました。

当社は、作品の二次利用権の行使によるアニメ作品のビデオグラム販売や海外への番組販売による著作権収入が収益に大きく貢献するため、上記のDVD市場及び北米市場の低迷は、当社の収益構造に大きな影響を与える要因となり、平成19年3月期決算及び平成20年3月期決算においては、アニメーション事業の収支改善を目指した事業リストラクチャリングに努めたものの、当社の主要な収益源であるDVDの販売不振や、北米を中心とした販売計画が未達となる等の影響から当期純損失を計上し、東京証券取引所の上場廃止基準が規定する2期連続の債務超過(平成20年3月期及び平成21年3月期)となりました。

かかる事態を打開するため、当社は、外部からの資本受け入れを含む財務基盤の強化を検討し、平成20年9月に、いわかぜキャピタルが無限責任組合員として運営・管理するいわかぜファンドを割当先として第三者割当増資を行い、その結果、いわかぜファンドが当社の筆頭株主となり(割当株式数145,815株、第三者割当増資後の発行済株式総数233,743株に占める割合62.38%)、また、平成20年10月には、いわかぜファンドによる当社株式及び新株予約権に対する公開買付けが成立しました(買付株式数42,643株、買付株式数42,643株と上記割当株式数145,815株の合計188,458株が公開買付け終了時の発行済株式総数233,743株に占める割合80.62%)。

その後、上記のとおり、当社は平成21年3月期において当期純損失を計上し、東京証券取引所の上場廃止基準が規定する2期連続の債務超過(平成20年3月期及び平成21年3月期)となっていたことから、平成21年7月をもって東証マザーズ市場において、当社株式は上場廃止となりました。

一方、いわかぜキャピタルは、当社の意向を受け、資金を投じるのみならず当社経営陣を補完し得る経営チームの派遣を通じて、当社の経営に関与しながら中長期の経営改革に取り組むことにより、当社の潜在的な成長を着実に実現することで当社の企業価値増大に努めてきました。

その結果、当社の平成28年3月期単体決算においては、過去に計上した当期純損失の影響により依然として債務超過の状態にあるものの、売上高は1,458百万円(前年同期比20.1%増(小数点以下第二位を四捨五入しております。前年同期比の計算において、以下、同じとします。))、営業利益は439百万円(前年同期比14.4%増)、経常利益は390百万円(前年同期比18.7%増)、当期純利益は491百万円(前年同期比22.0%増)となる等、順調な業績回復を果たしました。

この度、いわかぜキャピタルは、当社の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、更なる成長を支援する担い手を探すことに着手したとのことです。かかる状況を背景に、公開買付者は、平成28年3月中旬に、いわかぜファンドが所有する当社株式の譲渡に係る入札プロセスへの参加をいわかぜキャピタルより打診されたとのことです。公開買付者は、予てより新たなIPの開発・獲得、国内外における放送、配信、マーチャンダイジング等の分野の一層の強化により、コンテンツビジネス業界におけるプレゼンス強化に取り組んでいたことから、当社の成長可能性に関心を持ち、当社株式の取得に関する検討を開始したとのことです。

公開買付者は、当社の保有する国内外で高く評価されているアニメ作品の権利と当社のアニメ制作機能を重要な資産と認識し、これらの資産をベースとしつつ、公開買付者グループがこれまで培ってきたコンテンツビジネスに関する知見並びに広告主及び媒体社等とのネットワークを有効に活用することで、当社の更なる成長を実現し、企業価値を高めることができるとの考えに至ったとのことです。

公開買付者は、いわかぜキャピタルより提供された資料を基に、平成28年3月下旬から初期的な検討を行い、平成28年4月上旬に第一次入札書をいわかぜキャピタルへ提出したとのことです。さらに、公開買付者は、当社への投資可能性をより厳密に検証するため、当社が公表している財務情報等の資料並びにいわかぜキャピタル及び当社から提出された当社の事業・財務・法務等に関する資料の精査、当社の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを平成28年4月中旬から同年5月中旬まで実施し、当社株式の取得について分析、検討を進めてきたとのことです。公開買付者は、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、また、当社において期待できるシナジー効果も検討し、当社株式の価値の分析を進め、平成28年5月中旬、公開買付者取締役会において入札条件の大枠及び当該枠の範囲内でのいわかぜキャピタルとの間の条件交渉及び合意並びにいわかぜキャピタルとの間で当該合意が成立した場合における本公開買付けの実施に関する決定を代表取締役社長に一任する旨を決議の上、いわかぜキャピタルに対し、入札価格(1株当たり26,819円)を含む本公開買付けに関する条件とともに当社株式の取得を希望する旨を表明する最終提案書を提出したとのことです。その結果、公開買付者は、平成28年6月上旬、優先交渉権者として選定され、これを受けて、いわかぜキャピタルとの間で取引スキームの詳細や買付け等の価格をはじめとする本公開買付けの諸条件の検討、協議を重ねてきたとのことです。

本公開買付価格については、公開買付者は、当社が開示している財務情報等の資料並びにいわかぜキャピタル及び当社から提出された当社の事業・財務・法務等に関する資料の精査、当社の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスの結果に基づき、また、当社において期待できるシナジー効果も検討し、当社の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析の上、いわかぜキャピタルが実施した入札プロセスにおいて公開買付者が提示した価格(1株当たり26,819円)を基に、いわかぜキャピタルとの間で協議・交渉を行い、また、当社による本公開買付けへの賛同の可否を総合的に勘案し、平成28年7月上旬に最終的に本公開買付価格を入札価格と同額の1株当たり26,819円とすることで合意し、同月14日に決定したとのことです。なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、入札プロセスを経た上で、いわかぜキャピタルとの協議・交渉により合意した価格を本公開買付価格として決定していることから、第三者算定機関からの算定書は取得していないとのことです。

公開買付者は、本公開買付価格以外の本公開買付けの諸条件についてもいわかぜキャピタルとの間で合意に至ったことから、平成28年7月14日、本公開買付けを実施することを決定し、いわかぜファンドとの間で、同日、本応募契約を締結したとのことです。

公開買付者は、本公開買付け後、当社の筆頭株主として、当社とのコミュニケーションを図るとともに、いわかぜキャピタルと当社が検討・推進してきた事業運営方針及び諸施策(具体的には、アニメ制作プロジェクト毎に利益を確保するための制作現場における収益管理の徹底、アニメ作品への製作出資比率の低減と出資アニメ作品の厳選化による出資リスクの抑制、経営陣の制作現場への強い関与による納期管理及び予算管理の徹底等)を基本的に継続しつつ、公開買付者グループが有する国内外の配信業者や出版社とのネットワーク並びにテレビアニメ番組・実写特撮番組を中心とする優良コンテンツ等の経営資源を最大限有効活用することにより、当社の収益力強化と更なる成長が期待できるものと考えているとのことです。

具体的に期待できるシナジー効果としては、当社は国内外で高く評価されているアニメ作品の権利を保有していることから、当社のアニメ作品から海外での配信が可能な作品を選択した上で、公開買付者グループを通じて海外配信業者へ販売することが可能とのことです。その結果、公開買付者グループとしては、海外配信業者へ販売するアニメ作品のラインナップ拡充を図ることができると考えているとのことであり、他方、当社としては、公開買付者が有するネットワークを通じたアニメ作品の配信ができると考えています。また、当社のアニメ制作機能を活用し、公開買付者が有する旧作アニメのリメイク(注7)や新作アニメの制作が必要となる場合には、当社へ発注することが可能です。その結果、公開買付者としては、当社のアニメ制作機能を内製化することにより制作利益を取り込むことが可能となると考えているとのことであり、他方、当社としては、公開買付者からの制作受注を受けることが可能となると考えています。

(注7) 「リメイク」とは、過去において制作された作品(アニメ、実写特撮、映画等)を再び作り直すことをいいます。

なお、本公開買付け後の当社取締役会(本書提出日現在、取締役5名)の構成につきましては、公開買付者及び当社において期待できるシナジーを早期に極大化するため、公開買付者は、本公開買付けの決済後速やかに当社の役員を選任するための臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを当社に要請するとともに、本書提出日現在、当社の代表取締役社長である石川真一郎氏及び取締役副社長である根本慎太郎氏のほか、当社取締役会において公開買付者が派遣する取締役が過半数となるよう、公開買付者が別途指名する取締役を当社の取締役に選任する旨の議案を上程するよう要請し、公開買付者から取締役を派遣する予定とのことです。詳細については今後当社との協議の上、決定する予定であり、公開買付者から派遣する取締役の人選及び具体的な数は未定とのことです。他方、いわかぜキャピタルの役職員であり、本書提出日現在、当社の取締役を兼任している植田兼司氏、西山弘氏及び舟橋知弘氏は、西山弘氏及び舟橋知弘氏にあっては本公開買付けの決済の開始日をもって、植田兼司氏にあっては本臨時株主総会の終結時をもって、それぞれ当社の取締役を辞任する予定です。

なお、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会において、当社の事業年度を、毎年1月1日から12月31日までに変更するための定款変更案を併せて上程するよう要請し、当社の事業年度を変更する予定とのことです。

(3) 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在、公開買付者は、当社株式を所有しておりませんが、当社の筆頭株主であるいわかぜファンが公開買付者との間で本応募契約を締結しており、いわかぜキャピタルの役職員である植田兼司氏、西山弘氏及び舟橋知弘氏が当社の取締役をそれぞれ兼任していること、また、当社及び公開買付者が当社の代表取締役社長である石川真一郎氏との間で本覚書及び本経営委任契約をそれぞれ締結していることに鑑み、当社において、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、以下のような措置を実施いたしました。

当社における利害関係を有しない社外監査役からの意見書の入手

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び公開買付者との間に利害関係を有しない当社の社外監査役である水野富夫氏、辻哲哉氏及び小高和昭氏に対し、(a)本公開買付けの目的の正当性、(b)本公開買付けに係る当社の意思決定の過程の公正性、(c)本公開買付けに係る取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否かについて、諮問いたしました。

これを受け、水野富夫氏、辻哲哉氏及び小高和昭氏は、当社から、本公開買付けの目的及び本公開買付けに至る過程等の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。

その上で、水野富夫氏、辻哲哉氏及び小高和昭氏は、上記(a)乃至(c)の事項につき、慎重に検討を行った結果、本公開買付けにより、当社に公開買付者が有するネットワークを通じたアニメ作品の配信が可能となり、また、公開買付者からの制作受注を受けることが可能となるというシナジー効果が生じることが期待され、本公開買付けがそのようなシナジー効果による当社及び公開買付者双方の企業価値の向上を目的とするものであること、当社が、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーの助言等を受けながら、本公開買付けに利益相反の疑義を有する者以外の取締役により本公開買付けに関する検討が行われたことを踏まえ、平成28年7月14日に、当社に対し、(a)本公開買付けの目的は正当と考えられること、(b)本公開買付けに係る当社の意思決定の過程は公正と考えられること、(c)上記(a)及び(b)に加え、本公開買付価格は、当社の平成28年3月期単体決算において依然として債務超過の状態にある状況下において、入札プロセスを経た上で、公開買付者及びいわかぜキャピタルとの間で協議・交渉が行われ、合意・決定された価格であること、さらに、公開買付者は本公開買付け後にいわゆる二段階買収の実施を予定していないとのことから、当社の株主の皆様において本公開買付け後も当社株式を所有し続けることが可能であることを前提にすれば、本公開買付けに係る取引は当社の少数株主の皆様にとって不利益ではないと考えられるものの、その一方で上記のとおり当社は本公開買付価格の決定の過程に関与していないこと、また、当社の株主の皆様において本公開買付け後も当社株式を保有し続けることが可能であることから、当社において本公開買付価格の妥当性については意見を留保した上で、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様判断に委ねることが相当と考えられる旨を内容とする全員一致の意見書を当社に提出しました。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会での本公開買付けに係る意見表明を行うに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして高橋・片山法律事務所を選任し、高橋・片山法律事務所から本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けています。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成28年7月14日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて、当社の企業価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、上記「当社における利害関係を有しない社外監査役からの意見書の入手」に記載の社外監査役より平成28年7月14日付で受領した意見書、上記「当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の高橋・片山法律事務所からの法的助言を踏まえ慎重に詮議、検討した結果、本公開買付けが成立した場合、当社は、公開買付者が有するネットワークを通じたアニメ作品の配信が可能となり、また、公開買付者からの制作受注を受けることが可能となるというシナジー効果が生じることが期待されることから、本公開買付けは当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、さらに、本公開買付けは当社株式に関する流動性を提供するものであると考えられるため、平成28年7月14日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。他方、当社は、本公開買付価格は、入札プロセスを経た上で、公開買付者及びいわかぜキャピタルとの協議・交渉により決定されており、当社は当該価格決定の過程に関与していないこと、さらに、公開買付者は本公開買付けにより、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的としており、完全子会社とすることは企図しておらず、したがって公開買付者は本公開買付け後に、いわゆる二段階買収の実施を予定していないとのことから、当社の株主の皆様において本公開買付け後も当社株式を所有し続けることが可能であること、これにより当社が当社の株主の皆様とともに当社の企業価値の向上・増大に向け歩みを進めることができる点も踏まえ、当社株式に関する第三者算定機関からの算定書は取得せず、本公開買付価格の妥当性については意見を留保した上で、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当社の筆頭株主であるいわかぜファンドが公開買付者との間で本応募契約を締結しており、いわかぜキャピタルの役員である植田兼司氏、西山弘氏及び舟橋知弘氏が当社の取締役をそれぞれ兼任していること、また、当社及び公開買付者が当社の代表取締役社長である石川真一郎氏との間で本覚書及び本経営委任契約をそれぞれ締結していることに鑑み、利益相反の疑義を回避する観点から、石川真一郎氏、植田兼司氏、西山弘氏及び舟橋知弘氏は当社取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記当社取締役会においては、石川真一郎氏、植田兼司氏、西山弘氏及び舟橋知弘氏を除く取締役1名が決議を行っています。また、当社の監査役3名が当社の上記取締役会に出席し、いずれも、当社の取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べています。

(4) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

公開買付者は、本公開買付けの実施により、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的としており、完全子会社とすることは企図していないため、いわゆる二段階買収の実施の予定はないとのこと。また、公開買付者は、現時点において当社の株券等を追加で取得する予定はないとのこと。

(5) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、当社の筆頭株主であるいわかぜファンドとの間で、平成28年7月14日付で本応募契約を締結し、いわかぜファンドが、その所有する当社株式(188,458株、所有割合80.22%)の全てを本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。

本応募契約においては、いわかぜファンドの応募の前提条件として、(a)適用ある法令に従い、本公開買付けの開始に必要な全ての手続がとられており、本公開買付けが本応募契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、(b)本応募契約に定める本公開買付けの主たる条件(公開買付者、当社の株券等の種類、本公開買付価格、買付予定数の下限、買付予定数の上限、買付条件、公開買付代理人及び撤回条件)が、本公開買付けの前にいわかぜファンドの承諾なく変更されていないこと、(c)公開買付者が本公開買付けの開始日までに履行すべき本応募契約に基づく義務又は本公開買付けの開始日における公開買付者の表明保証(()公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、()公開買付者による本応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の保有並びに法令等により必要な手続の適法かつ適式の履践、()本応募契約の法的拘束力及び執行可能性、()本応募契約の締結及び履行による法令等との抵触の不存在、()許認可等の取得、並びに()公開買付者と反社会的勢力との関係の不存在)に重大な違反が存在しないことが定められているとのことです。なお、いわかぜファンドが、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。

また、本公開買付けに関連して、公開買付者は、当社の代表取締役社長である石川真一郎氏との間で、平成28年7月14日付で本覚書を締結しているとのことです。本覚書の主な内容として、以下の内容が合意されているとのことです。

石川真一郎氏は、その所有する当社株式(4,599株、所有割合1.96%)のうち不応募対象株式(2,250株、所有割合0.96%)について本公開買付けに応募しないこと

石川真一郎氏は、平成33年6月30日までの間、不応募対象株式について譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わないこと

石川真一郎氏は、平成33年7月1日以降いつでも、不応募対象株式の全部又は一部について、本公開買付価格又は公開買付者及び石川真一郎氏が合意した第三者算定機関による当社株式の評価額のいずれか高い方の価格で、公開買付者に買い取ることを請求することができる権利(以下「本プットオプション」といいます。)を有すること

他方、当社は、石川真一郎氏との間で、本公開買付け成立後における当社の経営を委任する本経営委任契約を平成28年7月14日付で締結しております。本経営委任契約の主な内容として、以下の内容が合意されております。

石川真一郎氏が当社の取締役として、法令を遵守し、その任務を善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行するとともに、当社の企業価値及び株式価値を最大化すべく最大限努力すること

石川真一郎氏は、平成34年開催予定の当社の定時株主総会(以下「最終年度定時株主総会」といいます。)の終結の時までの間、原則として、当社の取締役及び代表取締役を辞任せず、また、取締役及び代表取締役への再任を拒否しないこと

石川真一郎氏は、本経営委任契約の有効期間(最終年度定時株主総会の終結の時まで)中、当社の取締役としての職務の遂行に専念するものとし、原則として、当社以外の会社その他の団体の役員、従業員、顧問、コンサルタント、アドバイザー又はこれらに類する地位に就任しないこと

石川真一郎氏は、本経営委任契約の有効期間中及び本経営委任契約の終了後2年間、原則として、当社の競合他社の役員、従業員、顧問、コンサルタント、アドバイザー又はこれらに類する地位に就任せず、また、直接か間接かを問わず、当社と競合関係にある事業を営まないこと

石川真一郎氏は、当社の取締役としての職務執行の対価として、法令上必要な手続を経ることを条件に、固定額及び業績連動型の金銭報酬を受けること

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
石川真一郎	代表取締役社長	代表取締役	4,599	4,559
根本慎太郎	取締役副社長		594	594
植田兼司	取締役			
西山弘	取締役			
舟橋知弘	取締役			
水野富夫	監査役			
辻哲哉	監査役			
小高和昭	監査役			
計	8名		5,193	5,193

(注1) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 監査役水野富夫、辻哲哉及び小高和昭は社外監査役です。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。